

令和6年度 第1回

釜石市国民健康保険運営協議会

会 議 録

事務局：釜石市市民生活部市民課国保年金係

会 議 録

1 開催日時 令和6年8月22日(木) 午後3時～午後3時40分

2 開催場所 釜石市役所第7会議室

3 出席委員 10名

公益代表

佐々 隆裕 前川 良子 市川 淳子 前川 公二

医療機関代表

堀 晃 佐々木 憲一郎 金澤 秀樹

被保険者代表

佐々木 裕一 中平 美恵子 小野寺 しず子

4 説明のために出席した職員等

市民生活部 平野 敏也 市民生活部長

税務課 遠藤めぐみ 税務課 課長補佐

市民課 佐々 禎子 市民課長

濱川 希望 課長補佐兼国保年金係長

萬 如子 国保年金係主任

加藤 綾夏 会計年度職員

5 傍聴者 無し

6 会議の経過

(1) 開会

(2) 市長挨拶

(3) 会長挨拶 前川会長

7 審議事項

(1) 令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計決算(案)について

(2) 釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

8 その他

9 閉会

1 開 会

(司会者)

只今から、令和6年度第1回釜石市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

2 市長挨拶

(司会者)

本日は、市長は別用務のため出張となっておりますので、変わって市民生活部長からご挨拶を申し上げます。

(市 長)

令和六年度 第一回 釜石市国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から、国民健康保険事業はじめ、市政全般にわたりまして多大なるご支援・ご協力を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、国民健康保険の運営にあたりましては、国の「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」における「法定外繰入等の着実な解消、保険料水準の統一に向けた議論、医療費適正化の更なる推進」等の内容を踏まえ、岩手県において、国民健康保険の更なる安定的な財政運営及び国民健康保険事業の効率的な運営の推進を図ることとし、「第3期岩手県国民健康保険運営方針」が策定されました。

当市におきましては、令和6年度から始まる「釜石市国民健康保険データヘルス計画」を策定いたしました。

本計画においては、早期受診により疾患の早期発見や早期治療に繋げ、重篤化を防ぐことにより被保険者の健康増進に寄与し、医療費の抑制に繋げることを目的として、特定健康診査における若年者健診の受診対象年齢を拡大し、従来三十九歳からであったところを、十九歳から対象といたしました。また、各種保健事業の実施に注力し、被保険者の健康向上に努めてまいります。

本日の協議会には、「令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計決算（案）」及び「釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）」について諮問させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

今後とも、国民健康保険事業の安定運営のため、更なるご指導、お力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

令和六年八月二十二日

釜石市長 小 野 共

3 会長あいさつ

(司会者)

続きまして、前川会長に、ご挨拶をお願いいたします。

〈会 長〉

お疲れ様です。暑い中お集まりいただきありがとうございます。例年ですとそろそろ涼しくなると思うのですが、まだまだ残暑が続きますので、健康に気を付けながら対応していただければと思います。今日の審議事項は2件、令和5年度の決算と条例の一部改正が諮問されてございます。皆様の協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

ありがとうございました。

5 審議事項

(司会者)

それでは引続きまして会議に入ります。釜石市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、会長が議長の任に当たることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。

(議長；前川会長)

会議に先立ちまして議長より報告いたします。本日の出席委員は、10名で過半数に達しておりますので、釜石市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により会議は、成立しております。本日欠席された委員からは、それぞれ都合により出席できない旨の届け出がありましたので、ご了承願います。

次に本日の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、釜石市国民健康保険条例施行規則第11条の規定により、議長において、医療機関代表委員の堀晃委員と、公益代表委員の佐々隆裕委員の2名を指名いたします。

(会 長)

それでは、会議次第により進めてまいります。審議事項(1)「令和5年度釜石市国民健康保険事業 特別会計決算(案)について」審議いたします。当局の説明を求めます。

(市民課長)

市民課の佐々と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計決算(案)の主な項目について説明させていただきます。説明に使う資料は、「審議事項1」になります。審議事項1の1ページをご覧ください。

この表は、令和5年度の決算額から令和4年度の決算額を引いて差額を記載しております。

初めに歳入ですが、合計は、1番下の段、オレンジ色で表示しております。

令和5年度の歳入の決算額は38億6,767万8,264円となり、令和4年度と比較し、2億

1,594万9,848円の減額となりました。

主な項目について説明しますので、2ページをご覧ください。

項目①「国民健康保険税」については、決算額は4億7,170万4,751円となっており、令和4年度と比較して、2,884万5,558円の減額となっております。被保険者数の減少による影響と推察されます。

次に、項目④「県支出金」についてです。

決算額29億4,575万1,460円となっており、令和4年度と比較して、1億6,885万2,106円の減額となっております。これは、歳出の保険給付費と連動している普通交付金の減少によるものとなります。

続いて歳出について説明いたします。3ページをご覧ください。

歳出合計は、オレンジ色で表示しております。表の1番下、合計の段をご覧ください。

令和5年度の歳出の決算額は38億1,601万2,178円となり、令和4年度と比較して、1億8,176万7,811円の減額となっております。

主な項目についてご説明申し上げますので、4ページをご覧ください。

項目②「保険給付費」については、決算額は28億6,054万6,163円となり、令和4年度と比較して、1億8,581万9,285円の減額となりました。この減額の主な理由は、被保険者数減少によるものと考えられます。

次に項目③「国民健康保険事業費納付金」ですが、決算額7億6,326万3,956円となりました。納付金につきましては、岩手県が医療費水準や所得水準などで必要額を算定しており、県から示された金額を納付しています。なお、令和4年度と比較して、1,101万4,908円の増額となっています。

次に項目⑤「保健事業費」についてですが、決算額3,401万3,000円となっております。令和4年度と比較して376万4,280円の減額となりました。これは、被保険者数の減少に伴う受診対象者数の減少によるものです。

以上、主な項目について説明させていただきましたが、令和5年度歳入決算額は、38億6,767万8,264円、歳出決算額は、38億1,601万2,178円で、差引額は、5,166万6,086円となります。この差引額は繰越金として今年度の12月補正予算に計上いたします。改めてお諮りいたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、参考資料1「釜石市国民健康保険 保険給付費等の推移」をご覧ください。

①療養給付費と療養費及び高額療養費の保険給付費は、28億4,875万4,719円で、前年度と比較しますと1億8,670万1,322円の減額となっています。

②の年平均被保険者数については、6,033人で前年度と比較しますと682人の減となっております。

③のひとり当たり保険給付費については、47万2,195円で前年度と比較すると20,154円の増額となっております。

次に、参考資料2「国保税収納率」をご覧ください。

現年度収納率については、95.49%で前年度と比較すると0.86%の減となっております。

最後に、参考資料3「釜石市国民健康保険財政調整基金保有状況」をご覧ください。

令和5年度の財政調整基金の年度末保有額は、5億944万678円となります。
以上、令和5年度 国民健康保険事業特別会計決算案について、ご説明申し上げました。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(会 長)

ただいま事務局の方から「令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計決算（案）について」説明がありました。委員の皆さんのほうから確認したい部分、それからご意見等ございましたらお願いいたします。

(市川委員)

参考資料1の1ページ②被保険者数の前年度との比較ですけれども、令和4年度の349人から令和5年度の682人と2倍まではいかないのですが、かなり減っているようですが、何か背景的なものはあるのでしょうか。

(事務局)

何か一つ原因を上げるのは難しいのですが、可能性の一つとして団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行が考えられます。

(会 長)

団塊の世代で後期高齢者医療制度へ移行する方がいる一方、生まれてくる方が少ないから、総数は減ると。6年度、7年度とそういう傾向は続くという感じですか。

(市民課長)

そうですね。団塊の世代の方は昭和22年から24年生まれの方だったと思いますので、その方たちが後期高齢者の制度に移行する令和7年度までは減少が考えられると思います。

(会 長)

あとはございませんか。

(佐々委員)

現実的にですね、一人あたりの保険給付額がかなり増えている状況ですが、財政調整基金の残がこれで大丈夫かなと。一時期、7億から9億近くありましたが、まだ不足するから余剰があれば積立しようという感覚なのか、あるいは大丈夫だという感覚なのかご教示願います。

(市民課長)

令和5年度の基金残額5億強、これで絶対安心だとは考えていません。確かに委員がお話しされたように、大きな、コロナのような感染症が発生すると、3億、4億あっという間に

飛んでいくだろうなどは考えておりました。ですので繰越金で積める金額があれば積めるだけ基金の方に積みたいと考えておりました。

(会 長)

その他ございませんか。

(会 長)

それではお諮りをいたします。

「令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計決算（案）について」原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声あり〉

(会 長)

異議が無いようでございますので、原案のとおり承認することに決定をいたします。

(会 長)

続きまして、審議事項（2）「釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について審議いたします。当局の説明を求めます。

(市民課長)

それでは、釜石市国民健康保険条例等の一部を改正する条例（案）について説明させていただきます。説明に使う資料は、「審議事項2」となります。

今回の改正の趣旨といたしましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）これは一般的にマイナンバー法といわれている法律になりますが、令和5年6月9日に公布され、令和6年12月2日から施行されることに伴いまして、条例の一部を改正しようとするものとなります。

今年、令和6年12月2日から被保険者証の交付が廃止となることから、被保険者証の返還に応じない場合の罰則について削除されたものです。

1ページをご覧ください。第10条の、「世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、100,000円以下の過料に処する。」という部分を「世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、100,000円以下の過料に処する。」に改めるものです。

なお、国民健康保険法第9条第1項の内容は、「資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない」となっております。

また、削除する第9項は、「資格喪失による届出及び被保険者証の返還」とされております。
同じく第3項若しくは第4項は、「保険料を滞納している世帯に特別な事情の無い限り被保険者証の返還を求めるもの」となっております。

(会 長)

ただいま事務局の方から「釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について説明がございましたけれども、委員の皆さんのほうから確認したい部分等ございましたらお願いいたします。

(佐々木憲一郎委員)

第何条とか分かりづらいのですが、要はこれマイナンバーカード移行に伴う保険証の話ですね？例えばこの改定後の「第5項の規定による届け出をせず」、というのはマイナンバーカードの手続きをしない人という解釈でしょうか。それが10万円以下の罰金、ということ？

(事務局)

今回の改正につきましては様々な条例改正の中の一部、というところですが、趣旨といたしましては、従来ありました転出等で被保険者証を返還の指導があったものの返還しない方に10万円以下の罰則を行うことが出来る、という規定を削除するものになります。

(佐々木憲一郎委員)

マイナ保険証を持っていない方も多くいますが、今年8月に出した紙の保険証は1年間使うことが出来るというのは、資格確認書が無くても1年間使えるということですか。

(事務局)

そうですね。

(佐々木憲一郎委員)

12月の保険証の廃止というのは、国保の人は、事実上は来年の8月までは大丈夫、紙の保険証を使えるということですか。

(事務局)

国保に関しましては、12月2日時点で被保険者資格をお持ちの方は、紙の保険証をそのまま来年の7月31日まで使用していただきます。

(佐々木憲一郎委員)

保険によって扱いが変わるのは医療機関としては非常に困る。

(会 長)

保険によって扱いが変わる可能性がありますね。とりあえず国保に関しては、マイナ保険証は無くても、7月いっぱいには現在持っている紙の保険証を使って受診出来ると。

(事務局)

はい。それ以降については、国の通知に沿ってお知らせしてまいります。

(佐々木憲一郎委員)

釜石市で、国保の人に周知するようにしないと、もう12月になったら使えないと捨ててしまわないように周知しないと。僕たちでもえ？と思ったくらいなので、住民の方たちには丁寧に教えてあげたら、という意見です。

(事務局)

12月2日で紙の保険証が使えなくなると勘違いされる方が出てくるであろうことを危惧しておりましたので、そこは明確に分かるように周知して参りたいと思います。ありがとうございました。

(会 長)

あとはよろしいでしょうか。

(会 長)

それではお諮りをいたします。

「釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例」原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声あり〉

(会 長)

異議が無いようでございますので、原案のとおり承認することに決定をいたします。

それでは、今回の諮問にあたり、当協議会は、本日の審議に基づき、原案どおり了承をする旨、答申を行うものといたします。

7 その他

(会 長)

次に「その他」ですが、事務局から何かありますか。

(市民課長)

ありません。

(会 長)

委員の皆様からは、何かございませんでしょうか。

(佐々委員)

実はこれ以外にも様々な制度においてもなんですが、釜石市の場合は、震災前は、地方紙でも周知していました。広報で周知する以外に地方紙でも周知しており、これが今になって考えるとめっちゃくちゃ大きかったのですが、今、コロナで様々な制度改正があったのですが、それが周知されてなくて。しょうがないので、戸別に訪問したのですが、広報を見てないと。市の方と一緒に大橋から歩いたのですが。他の地域よりも釜石市はコミュニケーションを中々取れない。何とか行政としては、改めて手厚い情報の周知の仕方を考えてほしい。地方紙が無いというところで。

(会 長)

その他ございませんか。本日予定しておりました議事については、すべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

7 閉 会

(司会者)

以上をもちまして、令和6年度第1回釜石市国民健康保険運営協議会の会議を終了いたします。

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年8月22日

会議録署名委員 _____

会議録署名委員 _____